

別添2【群馬県地域医療介護総合確保基金事業費補助金(医療分) 令和3年度事業メニュー】

健康長寿社会づくり推進課 (旧：健康福祉課地域包括ケア推進室) 所管

1 基金事業	2 基準単価	3 対象経費	4 対象者	5 補助率	6 補助上限額	7 提出書類	8 担当者
A 在宅医療等基盤整備事業 ①人材育成研修 (専門研修) ②人材育成研修 (多職種連携) ③普及啓発	400千円	在宅医療の推進及び医療連携体制の構築に係る事業実施に必要な次の経費 1 給与費 (常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等) 2 報償費 3 旅費 4 需用費 (消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費) 5 役務費 (通信運搬費、雑役務費) 6 使用料及び賃借料 7 委託料 (前記1から6に掲げる経費に該当するもの) 8 その他事業の遂行に必要な経費で知事が特に認めた経費	県・郡市医師会、県・郡市歯科医師会、県・地域薬剤師会、県看護協会、病院、その他知事が特に認める者	3/4	300千円	・別紙様式2 協議書 ・要綱別記様式第3号別紙1 補助金所要額調書 ・要綱別記様式第3号別紙2-ウ (事業計画書 (その他事業)) ※事業計画書には、 <u>研修等のテーマ (いくつか候補を挙げる形でかまいません) を記載すること</u>	健康長寿社会づくり推進課 医療・介護連携推進係 佐藤 tel: 027-897-2653 fax: 027-243-2044 e-mail: houkatsukea@pref.gunma.lg.jp (別添の補足資料「小児在宅医療の取扱いについて」を参照のこと)
在宅医療等基盤整備事業 ④地域医療介護連携拠点事業	1 団体3,000千円	市町村の在宅医療・介護連携推進事業の円滑な実施に資する、県医師会及び郡市医師会等における以下のア～ウのような取組に必要な、次の1～8に掲げる経費 ア 在宅医療の実施体制の充実強化 イ 在宅医療介護連携体制の構築推進 ウ 主治医、副主治医制の構築等に係る調整 エ 在宅医療推進に係る研修 (在宅医療に係る医師の同行訪問等) 1 給与費 (常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等) 2 報償費 3 旅費	県医師会及びその他知事が特に認める者	3/4	2,250千円	・別紙様式2 協議書 ※協議書の日付を令和3年4月1日付けとすること ・要綱別記様式第3号別紙1 補助金所要額調書 ・要綱別記様式第3号別紙2-ウ (事業計画書 (その他事業)) ※事業計画作成に当たり、各市町村在宅医療介護連携推進担当課と事業内容についての調整を行うこと	健康長寿社会づくり推進課 医療・介護連携推進係 佐藤 tel: 027-897-2653 fax: 027-243-2044 e-mail: houkatsukea@pref.gunma.lg.jp

1 基金事業	2 基準単価	3 対象経費	4 対象者	5 補助率	6 補助上限額	7 提出書類	8 担当者
		4 需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費） 5 役務費（通信運搬費、雑役務費） 6 使用料及び賃借料 7 委託料（前記1から6に掲げる経費に該当するもの） 8 その他事業の遂行に必要な経費で知事が特に認めた経費					
B 在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション設備整備 ①在宅療養支援診療所設備整備、在宅療養支援病院設備整備	1,000千円	在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院における在宅医療の提供に必要な医療機器等のうち、新規開設又は業務量の拡大に必要な備品購入費（1品目の価格が3万円に満たない機器、パソコン・タブレットなど汎用性の高い機器、在宅へ持ち運びのできない機器及び自動車の購入費用は除く） ※以下の市町村に所在する診療所及び病院について優先的に採択する。 渋川市、榛東村、吉岡町、富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽町、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町、高山村、東吾妻町、沼田市、片品村、川場村、昭和村、みなかみ町、伊勢崎市、玉村町、太田市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院	1/2	500千円	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙様式2 協議書 ・要綱別記様式第3号別紙1 補助金所要額調書 ・要綱別記様式第3号別紙2-イ（事業計画書（設備）） ・事業計画書別紙（業務量の拡大について） 	健康長寿社会づくり推進課 医療・介護連携推進係 佐藤 tel: 027-897-2653 fax: 027-243-2044 e-mail: houkatsukea@pref.gunma.lg.jp

1 基金事業	2 基準単価	3 対象経費	4 対象者	5 補助率	6 補助上限額	7 提出書類	8 担当者
在宅療養支援診療所、訪問看護ステーション設備整備 ②訪問看護ステーション設備整備	1,000千円	訪問看護ステーションにおける在宅医療の提供に必要な医療機器等のうち、新規開設又は業務量の拡大に必要な備品購入費 （1品目の価格が3万円に満たない機器、パソコン・タブレットなど汎用性の高い機器、在宅へ持ち運びのできない機器及び自動車の購入費用は除く） ※平成30年4月2日以降に開設した訪問看護ステーションを優先して採択する。 ※以下の市町村に所在する訪問看護ステーションについて優先的に採択する。 高崎市、安中市、渋川市、榛東村、吉岡町、藤岡市、上野村、神流町、富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽町、伊勢崎市、玉村町、太田市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町	訪問看護ステーション	1/2	500千円	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙様式2 協議書 ・要綱別記様式第3号別紙1 補助金所要額調書 ・要綱別記様式第3号別紙2-イ（事業計画書（設備）） ・事業計画書別紙（業務量の拡大について） 	健康長寿社会づくり推進課 医療・介護連携推進係 佐藤 tel: 027-897-2653 fax: 027-243-2044 e-mail: houkatsukea@pref.gunma.lg.jp

1 基金事業	2 基準単価	3 対象経費	4 対象者	5 補助率	6 補助上限額	7 提出書類	8 担当者
C 病床機能分化・連携 推進事業							医務課 医療計画係 伊藤 tel: 027-226-2535 fax: 027-223-0531 e-mail: imuka@pref.gunma.lg.jp
(1)回復期病床 新築整備 (2)回復期病床 改修整備 (3)回復期病床 設備整備	1床あたり 25㎡×166,300円 1床あたり 2,935千円 (150床限度) 1病院当たり 10,800千円 又は 1病床当たり 200千円 のいずれか 少ない方	回復期リハビリテーション病 棟や地域包括ケア病棟等への 転換、その他地域における協 議を踏まえた回復期病床への 転換のための次の整備費 新病棟等の新築整備費 既存病棟等の改修整備費 リハビリテーション設備・ 医療機器等の備品購入費等	病院 事前に地域 における協 議を踏まえ ること)	1/2	2 基準単価 × 5 補助率	(共通) ・別紙様式2 協議書 ・要綱別記様式第3 号別紙1 補助金 所要額調書 (1), (2), (4) ・要綱別記様式第3 号別紙2-ア (事 業計画書 (施設)) ・工事設計図、工事 仕分け書の写し等 (3), (5) ・要綱別記様式第3 号別紙2-イ (事 業計画書 (設備)) ・購入機器の見積書 又はカタログ等	
(4)病床減を伴う 用途変更に係 る改修整備 (5)病床減を伴う 用途変更に係 る設備整備	1病床当たり ×2,935千円 (150床限度) 1病院当たり 10,800千円 又は 1病床当たり 200千円 のいずれか 少ない方	一般病床及び療養病床の病床 減を伴う、病棟や病室等の用 途変更 (機能転換以外) を行 う次の整備費であって県が認 めたもの 既存病棟等の改修等整備費 減床した病棟や病室を用途変 更した際に必要となる備品購 入費等 (機能訓練室や研修室、 その他県が認めたもの)	病院・有床 診療所			(6) ・要綱別記様式第3 号別紙2-ウ (事 業計画書 (その 他)) ・見積書、仕様書等	

1 基金事業	2 基準単価	3 対象経費	4 対象者	5 補助率	6 補助上限額	7 提出書類	8 担当者
(6) 医療機能の自院分析等支援	6,000千円	医療機能の見直し等を検討する上で、専門家による分析(見直しに必要な経営分析を含む)を行うための委託料等の経費のうち、県が必要と認めたもの	医療機関(ただし、重点支援区域の申請を行ったものの、採択されなかった医療機関とする。)	2/3			
D 看護師特定行為研修支援事業	受講者 1人あたり 1,000千円	看護師特定行為研修の受講に係る次の経費(受験料、入学料、受講料、需用費(消耗品費、図書購入費)、旅費、その他事業の遂行に必要な経費で知事が特に認めた経費))	訪問看護事業所、病院、診療所、介護老人保健施設等	1/2	2 基準単価 × 5 補助率 × (人)	※協議書の日付を令和3年4月1日付けとすること ・別紙様式2 協議書 ・要綱別記様式第3号別紙1 補助金所要額調書 ・様式3-1 (看護師特定行為研修) ・様式3-2 (対象経費の支出予定額算出内訳) ・見積書、その他参考となる資料	医務課 看護係 萩原 tel: 027-226-2538 fax: 027-223-0531 e-mail: hagiwara-masaki@pref.gunma.lg.jp
E 院内研修用設備整備事業	1 施設あたり 4,000千円	病院内で看護師等の資質向上を図るための研修で使用する看護実習シミュレーター等の設備整備費	病院(公立、公的を除く)	1/2	2 基準単価 × 5 補助率	・別紙様式2 協議書 ・要綱別記様式第3号別紙1 補助金所要額調書 ・要綱別記様式第3号別紙2-イ(事業計画書(設備)) ・見積書、その他参考となる資料	医務課 看護係 大西 tel: 027-226-2538 fax: 027-223-0531 e-mail: onisi-yo@pref.gunma.lg.jp

	1 基金事業	2 基準単価	3 対象経費	4 対象者	5 補助率	6 補助上限額	7 提出書類	8 担当者
F	看護師宿舎施設整備事業	次に掲げる基準面積に下記の構造別単価を乗じた額 基準面積 看護師1人あたり33㎡ 構造別単価 鉄筋コンクリート、木造 169,500円 ブロック 148,100円	病院の看護師宿舎の個室整備に伴う新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費	病院 (公立、公的を除く)	1/3	2 基準単価 × 5 補助率 × (定員)	<ul style="list-style-type: none"> 別紙様式2 協議書 要綱別記様式第3号別紙1 補助金所要額調書 要綱別記様式第3号別紙2-ア (事業計画書(施設)) 工事設計図、工事仕分け書の写し等 	医務課 看護係 大西 tel: 027-226-2538 fax: 027-223-0531 e-mail: onisi-yo@pref.gunma.lg.jp
G	看護師勤務環境改善施設整備事業	次に掲げる基準面積に下記の構造別単価を乗じた額の合算額 基準面積 1看護単位につき50㎡ 構造別単価 鉄筋コンクリート、木造 151,900円 ブロック 132,600円 ※ナースコール更新付設の加算 114,200円/㎡	看護職員が働きやすく離職防止につながる次の部門の新築、増改築、改修に要する工事費又は工事請負費 看護師詰め所、処置室、症例等検討会議室等	病院 (公立、公的を除く)	1/3	2 基準単価 × 5 補助率 × (看護単位)	<ul style="list-style-type: none"> 別紙様式2 協議書 要綱別記様式第3号別紙1 補助金所要額調書 要綱別記様式第3号別紙2-ア (事業計画書(施設)) 又は 工事設計図、工事仕分け書の写し等 	

	1 基金事業	2 基準単価	3 対象経費	4 対象者	5 補助率	6 補助上限額	7 提出書類	8 担当者
H	病院内保育所施設整備事業	次に掲げる基準面積に下記の構造別単価を乗じた額 基準面積 収容定員数 × 5 m ² (30人を限度) 構造別単価 鉄筋コンクリート、木造 140,900円 ブロック 123,400円	病院内保育所として必要な新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	病院及び診療所 (公立を除く)	1/3	2 基準単価 × 5 補助率 × (定員)	<ul style="list-style-type: none"> 別紙様式2 協議書 要綱別記様式第3号別紙1 補助金所要額調書 要綱別記様式第3号別紙2-ア (事業計画書(施設)) 工事設計図、工事仕分け書の写し等 	医務課 看護係 萩原 tel: 027-226-2538 fax: 027-223-0531 e-mail: hagiwara-masaki@pref.gunma.lg.jp
I	病院内保育所運営事業	施設の種別による基本額から保育料収入相当額を控除した額と、休日保育等による加算額の合計額	病院内保育所の運営に必要な人件費等の経費	病院又は診療所	2/3 公的3/5 C型1/3	2 基準単価 × 5 補助率	※協議書の日付を令和3年4月1日付けとすること ・別紙様式2 協議書 ※その他の提出書類は県ホームページ「病院内保育所運営費補助」を参照のこと (http://www.pref.gunma.jp/02/d1010106.html)	

J

1 基金事業	2 基準単価	3 対象経費	4 対象者	5 補助率	6 補助上限額	7 提出書類	8 担当者
看護師等養成所施設 ・設備整備事業					2 基準単価 × 5 補助率	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙様式2 協議書 ・要綱別記様式第3号別紙1 補助金所要額調書 ・要綱別記様式第3号別紙2-ア (事業計画書(施設)) 又は ・要綱別記様式第3号別紙2-イ (事業計画書(設備)) ・工事設計図、工事仕分け書の写し等 	医務課 看護係 荒瀬 tel: 027-226-2538 fax: 027-223-0531 e-mail: arase-e@pref.gunma.lg.jp
(1) 施設整備事業	次に掲げる基準面積に下記の構造別単価を乗じた額 基準面積 ア 保健師、助産師、看護師の養成所 学生定員 × 20 m ² (2年課程(通信制)は3 m ²) イ 准看護師の養成所 学生定員 × 17 m ² 構造別単価 鉄筋コンクリート、木造 123,100円 ブロック 106,800円	看護師等養成所の新築、増改築及び改修に要する工事費又は工事請負費	看護師等養成所 (独法、公立、公的を除く)	1/2			
(2) 初度設備整備事業	1 施設当たり 13,335千円	看護師等養成所の新設に伴う設備整備費		1/2			
(3) 演習設備整備事業	1 施設当たり 8,000千円	看護師等養成所の学生の臨床実践能力向上を図るための演習で使用する看護実習シミュレーター等の設備整備費		1/2			

	1 基金事業	2 基準単価	3 対象経費	4 対象者	5 補助率	6 補助上限額	7 提出書類	8 担当者
K	看護師等養成所運営事業	課程ごとの基準額及び看護教員養成講習会参加促進事業基準額の合計額	看護師等養成所の運営に必要な経費	看護師等養成所(独法、公立、公的を除く)	10/10	2 基準単価 × 5 補助率	※協議書の日付を令和3年4月1日付けとすること ・別紙様式2 協議書 ※その他の提出書類は県ホームページ「看護師等養成所運営費補助」を参照のこと (http://www.pref.gunma.jp/02/d1000261.html)	医務課 看護係 荒瀬 tel: 027-226-2538 fax: 027-223-0531 e-mail: arase-e@pref.gunma.lg.jp
L	新人看護職員研修事業	次の(1)から(3)により算出された額の合計額 (1) 研修経費 (2) 教育担当者経費 (3) 医療機関受入研修事業	新人看護職員研修事業を実施するにあたり必要となる経費	病院、診療所、介護老人保健施設	1/2 (病床数300床未満の病院、介護老人保健施設) 1/3 (病床数300床以上の病院)	2 基準単価 × 5 補助率	※協議書の日付を令和3年4月1日付けとすること ・別紙様式2 協議書 ※その他の提出書類は県ホームページ「新人看護職員研修事業」を参照のこと (http://www.pref.gunma.jp/02/d1000098.html)	医務課 看護係 大月 tel: 027-226-2538 fax: 027-223-0531 e-mail: otuki-n@pref.gunma.lg.jp

	1 基金事業	2 基準単価	3 対象経費	4 対象者	5 補助率	6 補助上限額	7 提出書類	8 担当者
M	在宅歯科医療連携室 整備事業	1 施設あたり 4,000千円	事業実施に必要な次に掲げる 経費 1 給与費（常勤職員給与費、 非常勤職員給与費、法定福 利費等） 2 報償費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、印刷製 本費、会議費） 5 役務費（通信運搬費） 6 使用料及び賃借料 7 委託料（前記1から6に掲 げる経費に該当するもの） 8 その他事業の遂行に必要な 経費で知事が特に認めたもの	県・郡市歯 科医師会、 その他知事 が特に認め る者（ただ し、設備整 備について は、在宅歯 科医療連携 室を実施す る団体等に 限る）	3/4	3,000千円	<ul style="list-style-type: none"> ・別紙様式2 協議書 ・要綱別記様式第3号別紙1 補助金所要額調書 ・要綱別記様式第3号別紙2-ウ（その他事業） ・参考様式1（計画書） ・要綱別記様式第3号別紙2-イ（設備） ・整備を必要とする理由（様式任意） ・購入機器の見積書又はカタログ等 	健康長寿社会づくり推進課 健康増進係 石田・石川 tel: 027-897-2649 fax: 027-223-7950 E-mail: ishikawa-h@pref.gunma.lg.jp
	在宅歯科医療連携 室整備事業 （設備整備）	1 施設あたり 1,000千円	在宅歯科医療連携室における 貸出用医療設備の整備に係る 備品購入費		1/2	500千円		※ 必ずしも要望に添えない 場合があることを御承知 お願いします。

1 基金事業	2 基準単価	3 対象経費	4 対象者	5 補助率	6 補助上限額	7 提出書類	8 担当者
<p>N 医療型短期入所事業所設備整備事業</p>	<p>医療型短期入所事業所 4,000千円</p> <p>※短期入所事業所 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定を受けた法第5条第8項に規定する短期入所を行う事業所をいう。</p> <p>※医療型短期入所事業所 病院、診療所又は介護老人保健施設において実施される短期入所事業所をいう。</p>	<p>短期入所事業所（新規に設置しようとする場合を含む）における次の整備費</p> <p>ア 医療的ケア児（者）の新たな受け入れ又は受け入れ拡大（増床又は受入れ対象の拡大）のために必要な設備整備に要する費用（設置工事費を含み、工事事務費は含まない。）</p> <p>イ 医療的ケア児（者）の新たな受け入れ又は受け入れ拡大（増床又は受入れ対象の拡大）のために必要な備品購入に要する費用（主として建物内で使用する備品に限り、その設置費用を含む。）</p> <p>※医療的ケア児（者） 人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児（者）</p> <p>◆ 病院等における空床を活用して「医療型短期入所」を実施することができます。 別添資料「医療型短期入所（空床利用型等）について」をご参照ください。</p>	<p>医療型短期入所事業所（*）（新規に設置しようとする場合を含む）</p> <p>（*）病院、診療所又は介護老人保健施設であって短期入所事業所の指定を受けているもの（詳細は、「2 基準単価」の欄を参照）</p>	<p>1/2</p>	<p>2 基準単価 × 5 補助率</p>	<ul style="list-style-type: none"> 別紙様式2 協議書 要綱別記様式第3号別紙1 補助金所要額調書 要綱別記様式第3号別紙2-イ（事業計画書（設備）） 事業計画詳細（様式4） 工事設計図、工事仕分け書の写し等 	<p>障害政策課 施設利用支援係 西喜多 tel: 027-226-2632 fax: 027-224-4776 e-mail: nishikita-satoshi@pref.gunma.lg.jp</p>